

○議長（吉田敏郎）

日程第6 議案第32号 開成町福祉会館条例等の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、公の施設の利用料金の上限額を改定するため、開成町福祉会館条例等の一部を改正する条例の制定を提案をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明は順次担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第32号 開成町福祉会館条例等の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町福祉会館条例等の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月21日提出、開成町長、府川裕一。

はじめに今回の条例改正の趣旨について御説明申し上げます。今回の議案につきましては、提案理由にございますように、本年10月1日の消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、公の施設の利用料金の上限額の改定を行うものであり、提案理由が同一のため、四つの条例を一括して改正するものとなっております。

まず、経緯等でございます。国は、社会保障と税の一体改革として、社会保障の充実・安定化とそのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指し、平成24年8月に社会保障と税の一体改革関連8法案を成立させました。この法改正により当時5%であった消費税率は、平成26年4月1日に8%へ、平成27年10月1日に10%へと、2段階に分けて引き上げられることとされ、消費税率の引き上げに際しましては、経済状況を好転させることを条件として実施することとされました。

当初、平成27年10月1日に予定されていた10%への消費税率の引き上げについては、世界経済の不透明感が増す中、新たな危機に陥ることを回避するため、あらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、引き上げ時期が平成31年10月1日に変更され、今日に至っております。

消費税率の引き上げに伴う当町の対応でございますが、消費税は国税であり、また最終的にはサービスを受ける利用者に負担していただくことを予定している税であります。

また、消費税率の引き上げに伴い、公共サービスの提供に必要な経費に係る消費税の負担も増加することから、消費税率が引き上げられる本年10月から、消費税の課税対象となる利用料金について消費税率の引き上げ2%分を転嫁できるよう、所要の

改正を行うものでございます。

また、総務省からの通知におきましては、消費税率の引き上げに伴う公の施設の使用料、利用料金等の対応については、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう所要の措置を講ずるよう要請されているところであります。

以上の理由から、当町においても、本年10月1日から利用料金の上限額を改定させていただきたく御提案するものでございます。

なお、今回の条例は、総額表示の利用料金の上限額を改めるものであり、実際の料金設定については指定管理者の経営判断によること。外税表示の使用料等については、消費増税によって当然に8%から10%になることを申し添えます。

それでは、順次、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

それでは条例案を御覧ください。ページは1ページとなります。

開成町条例第 号 開成町福祉会館条例の一部を改正する条例。

開成町福祉会館条例の一部改正。

第1条、開成町福祉会館条例の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

第11条、第11条関係の別表について、下段に改正前の金額、上段に改正後の金額を示しております。

改正前は単位を記載しておりましたが、他の条例との整合性を図るため、利用単位という表現に改めております。

まず、一番上の多目的ホールにつきまして、改正前3千80円が、改正後3千140円になります。以後、二つ目の楽屋、三つ目の控え室、四つ目の多目的室について、それぞれ300円が310円に、五つ目の大広間について610円が620円に、下から3番目の地域交流室について300円が310円に、一番下の団体利用コーナーについて510円が520円に変わります。

御説明は以上です。

○議長（吉田敏郎）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（橋本健一郎）

それでは次に2ページをお開きください。開成町自転車等駐車場条例の一部改正について説明させていただきます。

開成町自転車等駐車場条例の一部改正。

第2条、開成町自転車等駐車場条例。平成17年開成町条例第23号の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を、改正後の表に掲げる別表に、下線で示すように改

正する。

改正前が下段、改正後が上段の表になります。

改正前、自転車一般でございますけども、定期駐車の月額1千230円を1千250円に、同じく自転車学生定期駐車の月額920円を940円に、原動機付自転車の定期駐車の月額2千360円を2千400円にそれぞれ引き上げるものであります。上限額の引き上げとなります。

説明は以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（小玉直樹）

それでは、次のページになります。3ページになります。開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

第3条、開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例（平成21年開成町条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を、改正後の表に掲げる別表に、下線で示すように改正するものでございます。

改正前のパークゴルフ場の利用料金の上限額一人100円を、改正後、110円にするものでございます。

野球場、少年野球場兼ソフトボール場、サッカー場の利用料金の上限額2千500円を2千100円にそれぞれ改正するものでございます。

説明は以上です。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（遠藤孝一）

次のページをお開きください。4ページになります。あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例の一部改正。

第4条、あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例（平成28年開成町条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を、改正後の表に掲げる別表に、下線で示すように改正する。

改正後、土蔵及び駐車場の利用料金の510円を520円に改正するものでございます。

また、利用単位の1時間あたりを、1時間につき、1回あたりを1回につきという表記に変更したの施設と同様になるようにいたしました。

あしがり郷「瀬戸屋敷」設置及び管理に関する条例につきましての説明は以上です。

○総務課長（山口哲也）

それでは附則を御覧ください。第1項は、本条例の施行日を消費税率の引き上げに合わせ令和元年10月1日と定めるものでございます。

2項は、改正後の利用料金は、10月1日以後の利用に係る利用料金から適用する旨を明記するものでございます。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。今の条例改正について、開成町福祉会館条例等の一部を改正する条例と、あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例二つの条例に係る私の質問になろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

開成町福祉会館条例等の一部を改正する条例というものを例にとってお尋ねをいたします。

改正前と改正後で、料金が据え置かれている会場等があるわけでございますが、それを委託を受けたり、施設管理をしているような方々の、運用をする中で、これは据え置いておこうというようなお話があったかというふうに考えるわけでございますが、具体的に据え置いておくものと、それから今回改正にあたるものについて、どのような議論がなされてこの条例のほうに至ったのか。答弁願います。

○議長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

まず、福祉会館条例の関係でございます。こちらの利用の改定につきまして、町内で、こちらの基準等を設けておりまして、その中で平成25年時、5%時の規定額を105で除しまして、110を乗じて得た額、105で割りまして110を掛けた額に改めた結果、計算その中で10円未満の端数は切り捨てております。こちらの基準の中で、例えば200円のものですと、こちらの端数のほうが209ですとか、そういった数字になりますので、こちらの方につきましては、こちらのほうの改定の対象にはならないという形で、施設管理の中で賄っていただくような形で考えているような状況でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（遠藤孝一）

では、瀬戸屋敷の関連について説明させていただきます。

料金の中で、オク、ゲンカン、ヒロマ、オンナベヤ、ヨジョウ、オネマ及びヘッツイについては、消費税率改定分を付加して算出される額が10円未満でしたので、切り捨てるため現行の金額とさせていただきます。

また、土蔵、駐車場については算出される額が、10円以上20円未満だったため、10円増の改定とさせていただきます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田でございます。最初の福祉課長の方からのお話ですと、改定後の数字から、不足分に関しては管理者の方でそれを負担するというお話があったわけですが、あしがり郷の瀬戸屋敷につきまして、据え置いた場合に、今後何かしら数字的な負担というようなものの関係で不安になることですか、管理者がしっかりその分は負担して運用にあたるというような形を設けられているかどうか、再度その辺、今後の運用についての質問をいたします。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（遠藤孝一）

では、前田議員の質問にお答えさせていただきます。この辺は指定管理者との相談ということになりますけれども、福祉会館同様の対応が望まれると考えてございます。以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。今の質問とかぶってしまうところがあるのかもしれませんが、やはり今回の消費税の引き上げに伴った条例改正ということでもありますけれども、先ほどの総務課長のほうから、そうとはいっても、利用者さんの関係とか、管理者さんとかの関係、その辺も考慮しなさいよというようなところもあったのかなというふうに私は理解しているのですけれども、まず、部長、首を傾げているので、その辺、理解の違いなのか、ちょっと確認させてください。

○議長（吉田敏郎）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

今の佐々木議員さんの御質問は、利用者や管理者のことを考えてということですが、先ほどの総務課長が申しあげたのは、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるように、所要の改正をしてください、という国からの要請でございますので、その辺がちょっと食い違って理解されたのかなということで、首を傾げたというところでございます。以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。その適正に転嫁というものが、私的には、利用者さん、利用

される方にとっては、できれば金額は少ないほうが良いですよというような感覚の中で、消費税、増税されるけれども、運営していく上で、そこまで値上げが必要がなければ、それは町として値上げをしないとか、そういう考え方というような理解を私はしたのですけれども、そういう理解はちょっと違うのですかね。ちょっとその辺確認させてください。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、佐々木議員のただいまの御質問にお答えいたします。

消費税というのは国税でございます、また、最終的にサービスを受ける利用者へ御負担をしていただくこと、これが前提となっている税でございます。

今回、設定させていただいているのは、上限額を改めているものでありまして、これは今後、指定管理者との中で最終的に利用料金というのは決定されていくということであり、今回、上限額を消費税増税に伴って、上限額を一部変更させていただくということになってございます。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。今のは分かった。今度は管理者さん側からしてみても、今回の消費税増税に限らず、その辺は管理者さんとの協議も必要だったかなというのも考えるのですけれども、その辺、ちょっと今、前田議員が質問されたかもしれませんけれども、その辺、今回の条例改正で、どこか検討されたのか。それで検討された結果、何か反映された部分があれば、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

今、総務課長がお答えしたとおり、これは町のほうで、その施設の上限額を定める条例改正でございます、実際に上げるかどうかについての協議・調整は、今後この条例が通った後、実際に指定管理者のほうで、こういう経営状況、これをプラスすると、やはり御負担していただきたいということで、最終的にはその中で町長と協議をして、最終的に料金改定が決定していくという流れになろうかと思っております。

○議長（吉田敏郎）

4回目でありますけれど、どうぞ。2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

分かりました。これは上限の利用料金を改正ということで、私は、できるなら一緒に考えても良いのかなというようなことでちょっと今聞いたのですけれども、町のお考え、今後はそういうものはやるということで理解いたしました。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上議員。

○7番（井上三史）

7番、井上です。あしがり郷のほうの駐車場のことで質問させていただきます。これはいつも気になっていたものの、1回につきという、この扱いなのですけれども、いずれまた、あしがり郷のほうの駐車場も広くなり、整備されていっても、時間で考えていくというのが妥当だと思うのですけれども、これは常に1回につきというふうに考えて、今回もそのままなら、1回につきになるわけでございますけれども、その辺のところ見解をお尋ねいたします。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（遠藤孝一）

井上議員のおっしゃられることは分かるのですけれども、例えば、あじさいまつりで今回もやっていますけれども、1回とめて、松ノ木などでも有料にしているケースがあるのですけど、1回とめて500円を取る。で1回出てしまって、また戻ってきて、同じ日のうちにもう1回入れたら500円を取るというような考え方で、そこは町としては1回につきのほうが、入ってくるほうとしては有利というような意味合いから、そういう時間貸しではないというようなことで表記しております。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上議員。

○7番（井上三史）

車をとめるドライバーのほうの、要するに駐車場を利用する側からの考え方でいきますと、例えば、1回にすると、1日とめても同じ料金、ところが半日で帰る場合もあるわけでございますけれども、その辺のところ、1日とめても同じ料金、1時間でも同じ料金というような、その辺の素朴な疑問がありましたので、今後、あしがり郷のほうの駐車場を大きく整備された後も、この辺のところを今後検討していただけたらと、そういうふうに考えております。その辺のところの見解はいかがでございましょうか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（遠藤孝一）

このあしがり郷の駐車場の条例の中に、有料にするのが、あじさいまつり期間中限定という表記になってございますので、広がった後も、あじさいまつり期間中、失礼いたしました。ここは指定管理者導入に伴いまして変わっているというので、今はちょっと撤回します。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。この4件それぞれ見て、大体この金額に設定されるということは、年額の消費税で見たときには、概ね2%ぐらいの増収というか、大体そのぐらいの金額になると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（小玉直樹）

それでは、水辺スポーツ公園のほうの関係について、お話しさせていただきます。水辺スポーツ公園につきましては、こちらのほうの、今、御提案させてもらっているとおり、パークゴルフ場については、いわゆる100円から110円ということで、10%のアップということでございます。それ以外の野球場、ソフトボール場、サッカー場につきましては、前回5%から8%に消費税率が改定されたときに、2千円から2千50円に上限額を引き上げて、今回また同じような形で2%より少し上回るような形ですけれども、水辺スポーツ公園全体でいうと2%よりは多少アップの状況で、上限額を設定させていただいているということでございます。

○議長（吉田敏郎）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

それと、今、武井さんの御質問の前段としまして、基本的にはどちらも指定管理者の収入となっていますので、町でその分が収入アップするということではないということですが。

それからまた、指定管理者がもちろん消費税を国のほうにおさめるということになり、その増税分はそのまま国におさめるわけですから、それが指定管理者のアップ分になるということでもないということ、その辺はご理解いただいて、その上で、負担する方は大体2%ぐらいのアップになるので、ならせばそのぐらいになるということ、まさしくそのとおりにかなというふうに思っております。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。値上げというか、料金改定の理由が、消費税率の改定によるということのようですから、消費税というのは、そもそも預かり税ですから、上がれば当然、上がるべきものだと思うのですが、ただ、今、いろいろ同僚議員が質問したように、上がるものもあつたり、上がらないものもあつたり、2%ではなかったりという部分があるので、その辺はこれを切り替えるときにして、指定管理者なりなんなりが、きちっと町民の皆様に利用者の皆さんに説明してほしい。納得いくように説明すれば、預かり税ですから、当然、税金が上がったときには、上げざるを得ないというのは、これはもう皆さん理解のもとだと思いますので、ぜひ、漏れの無い説明をきちんとしていただくということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

良いですね。はい、ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第32号 開成町福社会館条例等の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって、可決しました。

ここで暫時休憩といたします。再開を11時ちょうどといたします。

皆さん、私の訂正させていただきます。

10時55分といたします、再開を。よろしく申し上げます。

午前10時42分